4　国民の健康の増進を図るための調査、研究等並びに匿名市町村検診等関連情報及び仮名市町村検診等関連情報の利用又は提供に関する仕組みの創設に関する事項

⑴　国民の健康の増進を図るための調査、研究等

イ　厚生労働大臣は、市町村検診による疾病の早期発見の状況に関する調査その他の国民の健康の増進を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。（第十九条の五第一項関係）

ロ　市町村検診を実施する市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、市町村検診の実施状況に関する情報その他のイの調査及び研究の実施に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならないものとする。（第十九条の五第二項関係）

⑵　匿名市町村検診等関連情報について、第２の８の⑵から⑷までに準じた改正を行う。（第十九条の六～第十九条の十、第十九条の十四～第十九条の十七、第七十一条、第七十三条第一号、第七十五条、第七十七条、第七十八条関係）

⑶　仮名市町村検診等関連情報について、第２の８の⑸から⑺までに準じた改正を行う。（第十九条の十一～第十九条の十七、第七十一条、第七十三条第一号、第七十五条、第七十七条、第七十八条関係）

5　その他所要の改正を行う。

第16　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

1　電子資格確認に関する事項

⑴　支給認定を受けた障害児の保護者が当該障害児に指定自立支援医療を受けさせるとき、又は支給認定を受けた障害者が指定自立支援医療を受けるときに関する電子資格確認の仕組みの導入について、第10の１の⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第五十八条第二項、第三項、第百五条の四関係）

⑵　指定療養介護医療を受けようとする療養介護医療費支給対象障害者に係る電子資格確認の仕組みの導入について、第10の１の⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第七十条第二項、第三項、第百五条の四関係）

2　都道府県障害福祉計画に関する事項

都道府県障害福祉計画は、地域医療構想等と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならないものとする。（第八十九条第七項関係）

3　仮名障害福祉等関連情報の利用又は提供等に関する事項

仮名障害福祉等関連情報について、第２の８の⑸から⑺までに準じた改正を行う。（第八十九条の二の八～第八十九条の二の十四、第百九条の二関係）

4　基盤機構等への事務の委託に関する事項

⑴　市町村等は、療養介護医療費の支給に係る療養介護医療費支給対象障害者若しくは療養介護医療費支給対象障害者であった者又は自立支援医療費の支給に係る支給認定に係る障害者等若しくは支給認定に係る障害者等であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第百五条の三第一項関係）

⑵　市町村等が、⑴により事務を委託する場合について、第10の２の⑵に準じた改正を行う。（第百五条の三第二項関係）

5　その他所要の改正を行う。

第17　石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正

1　電子資格確認に関する事項

⑴　独立行政法人環境再生保全機構は、被認定者が石綿健康被害医療手帳の提示、電子資格確認その他環境省令で定める方法により被認定者であることの確認を受け、医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする。（第十一条第一項関係）

⑵　⑴の「電子資格確認」の定義について、第10の１の⑵に準じた改正を行う。（第十一条第二項関係）

⑶　国及び独立行政法人環境再生保全機構並びに保険医療機関等その他の関係者について、第10の１の⑶に準じた改正を行う。（第十四条の二関係）

2　基盤機構等への事務の委託に関する事項

⑴　独立行政法人環境再生保全機構は、医療費の支給に係る被認定者又は被認定者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第十四条第三項関係）

⑵　独立行政法人環境再生保全機構が、⑴により事務を委託する場合について、第10の２の⑵に準じた改正を行う。（第十四条第四項関係）

3　その他所要の改正を行う。

第18　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正

1　関係県が水俣病被害者手帳の交付をした者に係る電子資格確認の仕組みの導入について、第10の１の⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第六条第二項、第三項、第六条の三関係）

2　関係県は、療養費の支給に係る手帳所持者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第六条の二第一項関係）

3　関係県が、２により事務を委託する場合について、第10の２の⑵に準じた改正を行う。（第六条の二第二項関係）

4　その他所要の改正を行う。

第19　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正

1　電子資格確認に関する事項

⑴　特定無症候性持続感染者が、受給者証の提示、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により特定無症候性持続感染者であることの確認を受け、保険医療機関等から定期検査又は母子感染防止医療を受けた場合においては、基盤機構は、定期検査費又は母子感染防止医療費として当該特定無症候性持続感染者に支給すべき額の限度において、その者が当該定期検査又は母子感染防止医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができるものとする。（第十六条第二項関係）

⑵　⑴の「電子資格確認」の定義について、第10の１の⑵に準じた改正を行う。（第十六条第三項関係）

⑶　国及び基盤機構並びに保険医療機関等その他の関係者について、第10の１の⑶に準じた改正を行う。（第十七条の二関係）

2　連合会への事務の委託に関する事項

基盤機構が、１の⑴の支払に関する事務に係る特定無症候性持続感染者又は特定無症候性持続感染者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を連合会等に委託する場合について、第10の２の⑵に準じた改正を行う。（第十七条第三項関係）

3　基盤機構の行う事務の一体的な実施に関する事項

基盤機構は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第二十六条第一項の業務のうち、１の⑴による支払に関する事務に係る特定無症候性持続感染者又は特定無症候性持続感染者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を行う場合は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号に規定する事務並びに同条第三項に規定する情報の収集及び整理並びに利用及び提供に関する事務と一体的に行うものとする。（第二十六条第三項関係）

4　その他所要の改正を行う。

第20　がん登録等の推進に関する法律の一部改正

1　匿名がん情報の利用又は提供等に関する事項

⑴　「匿名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を当該がんに罹患した者の識別及び当該がんに罹患した者に関する情報の復元ができないように厚生労働省令で定める基準に従い加工することをいうものとする。（第二条第九項関係）

⑵　厚生労働大臣は、がん登録等の推進に関する法律第十七条第一項の規定による匿名全国がん登録情報（全国がん登録情報の匿名化が行われた情報をいう。以下この１において同じ。）の利用又は提供を行う場合には、当該匿名全国がん登録情報を高齢者の